

## 渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するため渋川市赤ちゃんの駅実施要領（以下「実施要領」という。）第2条に規定する赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、本市において実施要領に基づき赤ちゃんの駅を新たに設置する民間事業者（認可保育所を運営する事業者を除く。以下同じ。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、別表第1に掲げる備品の購入費及び据え付け工事費で市長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（寄付金その他の収入（借入金を除く。）を控除した額）と100,000円とを比較し、いずれか少ない方の額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出するものとする。

- (1) 渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 購入予定の備品等の見積書
- (4) 購入予定の備品等が記載されているカタログ等の写し
- (5) 着手前の写真

(実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入した備品等の領収書の写し

(2) 完了後の写真

(帳簿及び書類の備付け等)

第7条 補助対象者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象経費	おむつ交換台
	ベビーベッド
	トイレ用ベビーチェア
	授乳用の椅子
	調乳用給湯機器
	カーテン
	パーテーション

様式第 1 号

年 月 日

渋川市長 様

申請団体 所在地 〒  
団体名  
代表者名 印  
電話番号

渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付申請書

標記の補助金を下記のとおり受けたいので、渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業年度 年度
- 2 補助事業等に要する経費 金 円
- 3 補助金等交付申請額 金 円
- 4 事業概要
- 5 着手予定年月日 年 月 日
- 6 完了予定年月日 年 月 日
- 7 添付書類
  - (1) 事業収支予算書
  - (2) 購入予定の備品等の見積書
  - (3) 購入予定の備品等が記載されているカタログ等の写し
  - (4) 据え付け工事着工前の写真

様式第2号

事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考（積算根拠など）
補助金		
合計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考（積算根拠など）

上記のとおりです。

平成 年 月 日

住所

申請者

代表者名

